# 忍野村子ども読書活動推進計画

令和７年～令和１２年度

令和７年（２０２５年）４月

忍野村教育委員会

*目次*

１　はじめに

２　山梨県における子ども読書の現状

３　忍野村の現状と課題

４　忍野村子ども読書推進計画

（１）家庭・地域における読書活動の推進
（２）幼稚園・保育所における読書活動の推進
（３）学校における読書活動の推進
（４）公共図書館における読書活動の推進

５　参考資料

①子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年１２月１２日法律第１５４号）
②文部科学省：第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について（概要・本文）
③こども家庭庁：令和５年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書
④文字・活字文化振興法（平成１７年７月２９日法律９１号）

# 1　はじめに

人は長い歴史の中でそれぞれの文化で文字を生み出し、書物へと発展させ、自らの知識と経験を子孫へ語り継いできました。現在は書物からデジタルへと変化し、子どもたちの読書環境にも大きな影響を与えています。コロナ禍でのオンライン授業や電子書籍の普及等により、本以外の情報収集の手段が多岐に渡っており、これまでの情報収集の方法が、本からインターネットやスマートフォンなどのSNSでの利用に置き換わっています。

しかしながら、子どもたちの豊かな心の成長には、家庭での読み聞かせや読書習慣の定着が重要とされています。読書には電子書籍等にはない、紙の本に触る感触やにおい、読み聞かせてくれる家族の声や体温を感じ、本を楽しむ時間を共有する体験は心の成長に大きく働きかけると思われます。

国においては平成１３年（２００１年）１２月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、平成１４年（２００２年）８月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。平成２０年３月（２００８年）に第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、その後、平成２５年（２０１３年）第三次、平成３０年（２０１８年）第四次、令和５年（２０２３年）第五次計画が策定されました。

山梨県では平成１７年（２００５年）３月に「第一次山梨県子ども読書活動実施推進計画」を策定し、その後、平成２４年（２０１２年）第二次、平成２９年（２０１７年）第三次、令和４年（２０２２年）第三次計画改定版、令和６年（２０２４年）にこれまでの取組みの成果と課題を踏まえて第四次計画が策定されました。

国や県の動向を踏まえこの度、忍野村においても子どもの読書活動を推進していくために、令和７年から令和１２年を期間として「忍野村子ども読書推進計画」を策定しました。

## 2　山梨県における子ども読書の現状

「全国学力・学習状況調査」（令和５年）によると、図書館を全く利用しない人（ほとんど利用しないを含む）や読書をしない人の割合が一定数いることがわかります。また、小学校より中学校の方が非利用率・不読率が増加しています。一方でインターネットを利用する時間は年齢が進むにつれて長時間の利用していることがわかります。生涯学習のスタートとして、子どもの段階から図書館を活用する環境や習慣を作ることが必要であり、非利用率や不読率の改善が大きな課題となっています。

典拠資料：文部科学省「令和５年度　全国学力・学習状況調査」より

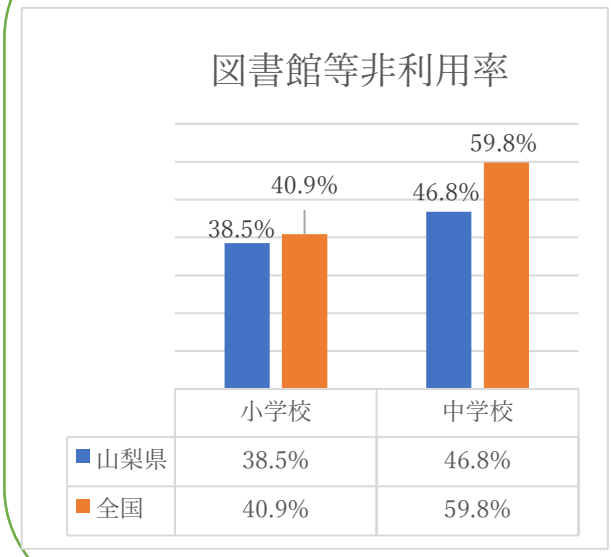


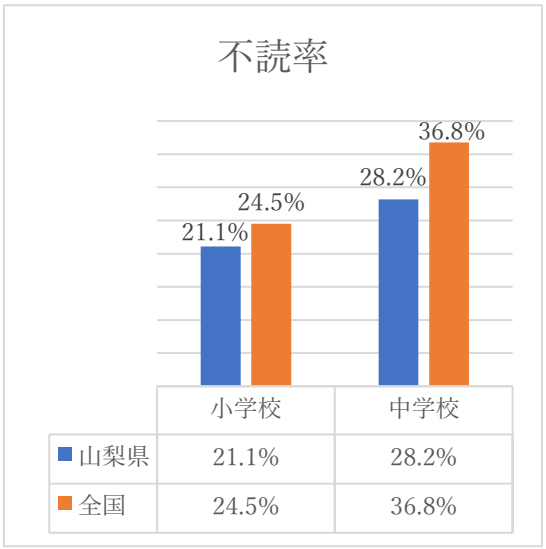


典拠資料：こども家庭庁「青少年インターネット利用状況実態調査」より

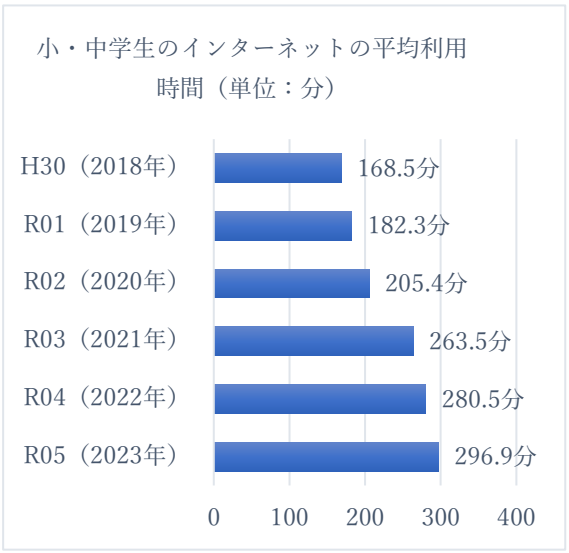


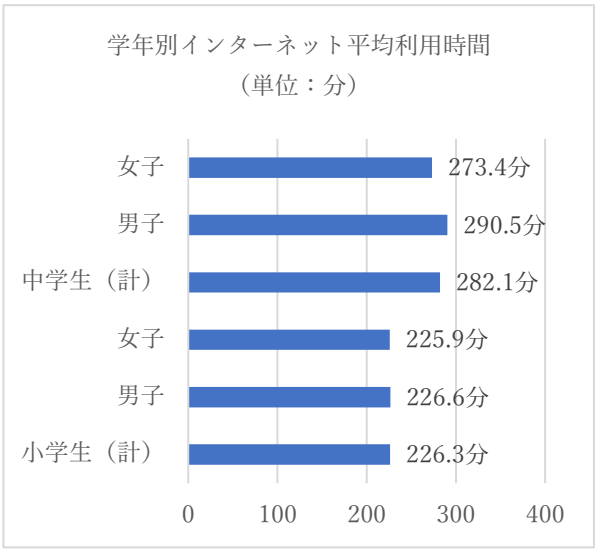

## 3　忍野村の現状と課題

おしの図書館の過去５年間の図書館利用状況によると、２０２０年からのコロナ禍では図書館の貸出数が大幅に減少し大きな影響がでましたが、その後はコロナ禍以前より貸出数が増加しており、図書館の利用は伸びています。また、近年の図書館の利用傾向として本を借りる以外に、イベントの実施や WI-FI 環境の整備により、学習の場、友達との交流の場として滞在型の利用が増え、サードプレイスとしての役割を果たしています。

一方で社会全体の SNS の普及や活字離れを背景に、読書に興味を持てない子どもたちも一定数おり課題となっています。「読書の習慣化は、運動習慣を身に付けることの難しさと類似している」と考えます。「運動は健康に良い事だ」と認識しているが、実際には面倒などの様々な理由から、なかなか行動に移せない事と同じではないでしょうか。「読書は良い事だ」と認識していても、興味の対象が多岐にわたっている現代では、読書に時間を割く子どもは年々減少しています。また、本を読む行為には語彙力や読解力などが必要となります。それらを身に付けるためには、幼少期から活字に触れ、生活の中に本のある環境づくりが必要です。これらを踏まえて関係機関と連携し、忍野村の子どもたちに読書の推進を図ります。

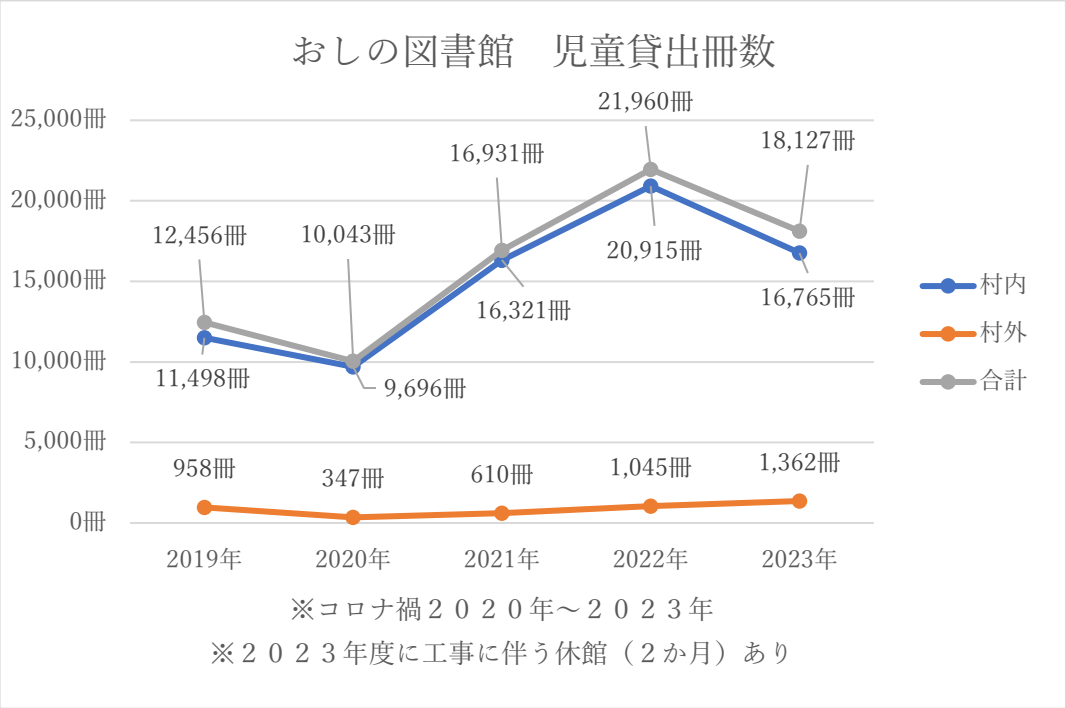


※コロナ禍２０２０年～２０２３年

※２０２３年度に工事に伴う休館（２か月）あり

# *４　忍野村子ども読書推進計画*

１　目的

本村の子どもたちの生涯にわたる読書活動を支える一助として、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校と村立図書館と連携し、村全体で読書推進を図り、より良い環境づくりを目指すものです。

２　対象：乳幼児から１５歳まで

３　期間：令和７年から令和１２年までのおおむね５年間

４　方針

忍野村では、次の取り組みを通じて本計画の推進を図ります。

◇家庭・地域における読書活動の推進

◇幼稚園・保育所等における読書活動の推進

◇学校における読書活動の推進

◇村立図書館における読書活動の推進

## *（１）家庭・地域における読書活動の推進*

子どもが最初に読書に触れるのは家庭での読み聞かせであり、本に出会うきっかけとなります。子どもにとって家庭での読書の体験は、情緒の安定をもたらし心の成長を促します。幼児期においては家庭での働きかけが重要となりますが、現代においては核家族化・共働きの家庭も多く、家庭での読書の時間をもつことが難しくなっているため、保護者に図書館を利用する楽しみを提供することが必要です。

*～現状と今後の取組～*

◇家庭での読み聞かせ

◇ブックスタートの実施

忍野村では２００２年より図書館職員による絵本の読み聞かせと、リーフレット等を用いて乳幼児期からの読書の重要性について触れ、家庭での読み聞かせへ繋げています。

◇図書館等でのお話会の実施

図書館ボランティアによる、乳幼児を対象とした季節のお話会を継続します。

◇赤ちゃんタイムの実施

・発達段階に合わせた本の紹介や、図書館職員による個別の読書相談、読み聞かせを継続します。

*※赤ちゃんタイムとは：*

乳幼児連れの保護者の方が、気兼ねなく図書館を利用できる時間を設けるものです。

## *（２）幼稚園・保育所等における読書活動の推進*

「絵本や物語などに親しみながら豊かな言葉や表現を身に着けていくことが小学校以降の学習全般の素地になる」と言われており、そのためには幼稚園・保育所等の生活の中で生活経験や発達に応じた読み聞かせを通して、想像する楽しさを味わうことが重要です。すでに幼稚園・保育所等では活発な読み聞かせが行われており、継続的な読書活動の拠点としての役割を果たしています。

*～現状と今後の取組～*

◇家庭での読書

・週１回の本の貸出を継続します。

◇図書の整備

これまでの蓄積に加え、発達段階や時代に沿った図書のさらなる充実を図ります。

◇読書の環境づくり

・図書コーナーの整備、保育士等による読み聞かせを継続します。

・安心できる環境のなかでの読書習慣を支援します。

◇行事での事前・事後学習

食育や安全教育等、行事の事前または事後で、活動内容に沿った図鑑や絵本に触れる取組を継続します。

◇保護者向けに読書啓発

読み聞かせや絵本の情報を保護者向けに発信し、「今後の学校教育へとつながる読み聞かせ」の大切さや「読書活動の重要性についての理解」を促します。

## *（３）学校における読書活動の推進*

学校図書室は、児童・生徒にとって身近な場所であり、語彙力・読解力の習得のための指導の役割を担っています。また、「読書の楽しみを児童・生徒に気づかせること」も学校図書室の重要な役割の一つです。

コロナ禍を経て、学校での授業形態がタブレット端末を導入した授業へと移行し、これまでの授業形態から大きく変化し、読書環境も大きな影響を受けています。デジタル化が進む一方、ネット上に溢れる情報の中から正確な情報を得るための力が重要となっており、そのためには語彙力・読解力・情報リテラシーが必要となり、根拠に基づく情報源として図書を活用することが有益です。忍野村の児童・生徒の読書量を見ると、年齢があがるとともに読書量が減少傾向にあり、全国の児童・生徒と同じ状況にあると言えます。インターネットやＳＮＳ利用が増加傾向にあるため、情報リテラシーの観点からもデジタル機器と図書（紙媒体）の併用が望ましく、児童・生徒にとって魅力的な学校図書室の整備・運用が求められています。

*～現状と今後の取組～*

◇学校図書室の資料の充実

魅力的な資料の収集・整理・保存、調べ学習や授業の資料として応える図書を整備し、時代に沿った蔵書の見直しや更新を継続します。

◇学校司書の能力向上

学校司書の研究会、各種講習会へ参加を促し、本についての知識や理解を深め知見を広げ、図書室運営に活かします。

◇主体的な読書啓発

児童・生徒自身による「読書の記録」を作成し、今後も読書の達成感の充足を図ります。

◇おすすめ図書の紹介

・教員・学校司書からの本の紹介や、児童・生徒同士のおすすめ本の紹介などを継続します。

・ブックリストや図書だよりの作成を通して、児童・生徒に図書の紹介をし、利用の促進に努めます。

◇家読（うちどく）の取組み

家読（うちどく）※とは「親子ふれあい読書」とも言われ、家族で本を楽しむのを目的とした活動のことです。

「家族が同じ本を読むことで気持ちを共有できる」「家族での会話が増える」等の効果が得られており、家庭との連携により読書習慣を定着化させる効果が見込まれています。

◇イベントの開催

・図書集会や図書クイズ、多読賞の表彰等の各種イベントを継続し、児童・生徒の読書への興味・関心の啓発を図ります。

◇図書館ボランティアとの連携

図書館ボランティアによるおはなし会の開催、おすすめ本のお便りの発行を通して、地域住民との読書の交流を図ります。

◇公共図書館との連携

調べ学習等に必要な資料の調達とイベントの共同開催、読書活動の連携に努めます。

*※家読とは：*

「家読（うちどく）」は、「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動です。「家読（うちどく）」運動は学校の「朝の読書」運動の家庭版として２００６年に提唱されました。この運動が提唱された背景には、電子ゲームやインターネット、携帯電話からスマホへと子どもたちを取り巻くメディア環境が著しく変化し、メディア漬けになった子どもたちの心は不安定な状態になったり、家族との会話が少なくなったという現代の社会的問題を、読書という方法で和やかな家庭環境をつくり、家族のコミュニケーションを図ることで「家族の絆」を深めることへの提案型読書運動です。

～家読（うちどく）．com － 家読（うちどく）推進プロジェクトより）～

## 忍野小学校　児童一人あたりの年間貸出冊数（平均）

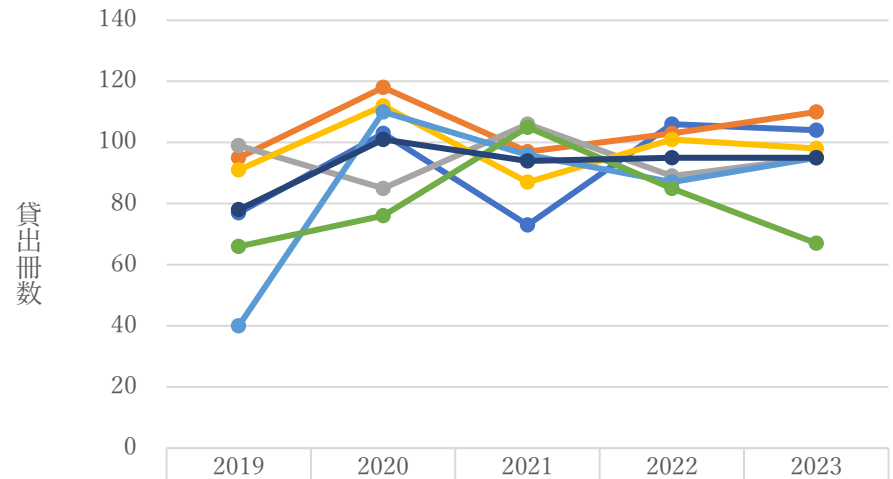


| | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1年生 | 77 | 103 | 73 | 106 | 104 |
| 2年生 | 95 | 118 | 97 | 103 | 110 |
| 3年生 | 99 | 85 | 106 | 89 | 95 |
| 4年生 | 91 | 112 | 87 | 101 | 98 |
| 5年生 | 40 | 110 | 96 | 87 | 95 |
| 6年生 | 66 | 76 | 105 | 85 | 67 |
| 全体平均 | 78 | 101 | 94 | 95 | 95 |

## 忍野中学校　生徒一人あたりの年間貸出冊数（平均）

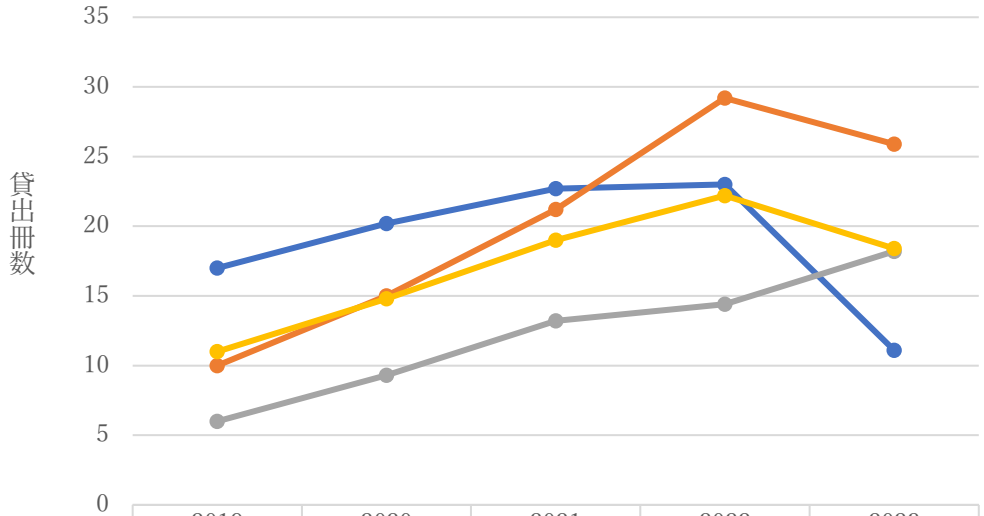


| | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1年生 | 17 | 20.2 | 22.7 | 23 | 11.1 |
| 2年生 | 10 | 15 | 21.2 | 29.2 | 25.9 |
| 3年生 | 6 | 9.3 | 13.2 | 14.4 | 18.2 |
| 全体 | 11 | 14.8 | 19 | 22.2 | 18.4 |

## *（４）村立図書館における読書活動の推進*

村立図書館は全ての住民にとって身近な存在であり、乳幼児期から生涯にわたる読書の楽しみを体感する場所としての役割を担っています。忍野村では児童・生徒が利用しやすい立地にあり、読書の他に学習の場や、サードプレイスとして活用されています。しかし、読書に興味を持てない子ども達が一定数いることから、様々な読書啓発を家庭・学校と連携し行っていくことが重要です。読書のスタートとして家族で村立図書館を訪れ、本に触れる時間を共有することで、継続した読書活動へつなぐことが期待できます。様々な家族のかたちに寄り添った読書環境の整備・支援のできる図書館を目指します。

*～現状と今後の取組～*

◇ブックスタート事業

乳児７ヶ月健診の対象者にブックスタートパックを手渡し、図書館職員が読み聞かせを行っています。村立図書館の案内に加え、保護者と乳幼児の読書相談も受けており、乳児期からの読書のきっかけとして継続していきます。

◇資料の充実

・子どもの学習に応える資料の充実と更新

・地域性を考慮した計画的な資料の収集を継続します。

◇読書バリアフリーの推進

・大活字本・点字図書等の資料の収集と提供を継続します。

・リーディングトラッカー等の読書補助具の整備を継続します。

・りんごの棚（特別なニーズのある子どものためのスペース）の設置をすすめます。

◇郷土資料の充実

学習支援となる郷土資料の収集と保存を継続します。

◇イベントの開催

・イベント（図書館ビンゴ、スタンプラリー、工作イベント等）の開催を継続します。

・村内施設、学校図書室との共同イベントの開催を継続します。

・児童・生徒向け企画コーナーの設置を継続します。

◇図書館ボランティアとの協力

・学校や保育所等への派遣（おはなし会の実施）を継続します。

・ボランティアおすすめ本の紹介を継続します。

◇保育所等・学校図書室への支援

調べ学習の資料として、公共図書館の資料提供を継続します。

◇職員のスキルアップ

・各種研修等への積極的な参加を促します。

・学校司書と連携し、情報交換に努めます。

# *５　参考資料*

## *①子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年１２月１２日法律第１５４号）*

（目的）
第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）
第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）
第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）
第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）
第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）
第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）
第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。
２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）
第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。
３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議
　政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。
一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

*②文部科学省：*

*第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について（概要・本文）*

*https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00072.html*

*③こども家庭庁：令和５年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書*

*https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/r05*

*④文字・活字文化振興法（平成１７年７月２９日法律９１号）*

（目的）
第一条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。
（基本理念）
第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
２　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなけ

ればならない。
３　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。
（国の責務）
第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（関係機関等との連携強化）
第六条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。
（地域における文字・活字文化の振興）
第七条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
３　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
４　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（学校教育における言語力の涵養）
第八条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
２　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。
（文字・活字文化の国際交流）
第九条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。
（学術的出版物の普及）

第十条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条　国民の間に広く文字･活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字･活字文化の日を設ける。

２　文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

３　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律　（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）
第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。
（子ども読書活動推進基本計画）
第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）
第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。
３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
この法律は、公布の日から施行する。